

参考資料

2008年11月11日

目 次

■電気通信サービスの契約数等の推移

- ✓ブロードバンドサービスにおける契約数等の推移1
- ✓加入電話とひかり電話の契約数の推移2

■次世代ネットワークの概要

- ✓サービスのエリア展開イメージ3
- ✓NGN商用サービスの料金等について4
- ✓【NGN答申①】接続ルールの対象範囲(第一種指定電気通信
設備の指定範囲)6
- ✓【NGN答申②】アンバンドル(設備・機能の細分化)の対象7
- ✓【NGN答申③】接続料の算定方法等8

■接続関連制度の概要等

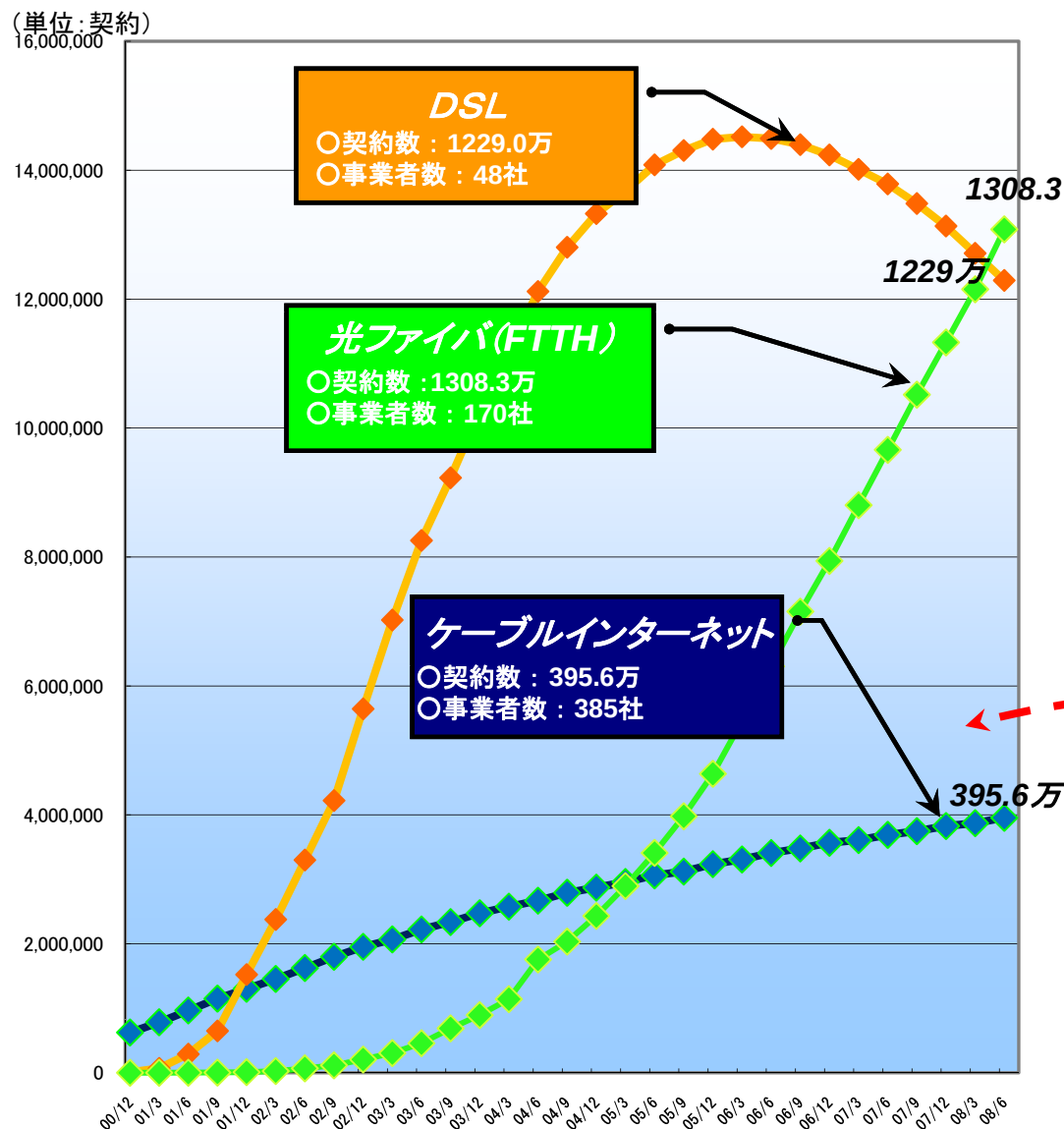
- ✓第一種指定電気通信設備制度における接続関連規制9
- ✓第一種指定電気通信設備に係る接続料算定の原則10
- ✓接続料の算定方式11
- ✓接続料算定の対象機能(アンバンドル機能)12
- ✓ルーティング伝送機能及びデータ伝送機能の接続料算定フロー13
- ✓ルーティング伝送機能の接続料算定(設計帯域比)14
- ✓メガデータネッツ(データ伝送機能)の接続料算定(低減率)15
- ✓接続料設定の単位(需要)について16

- ✓電気通信事業における会計制度の枠組み17
- ✓接続会計の概要18
- ✓接続会計の配賦プロセス(全体)19
- ✓接続会計の配賦プロセス(詳細)20

ブロードバンドサービスにおける契約数等の推移

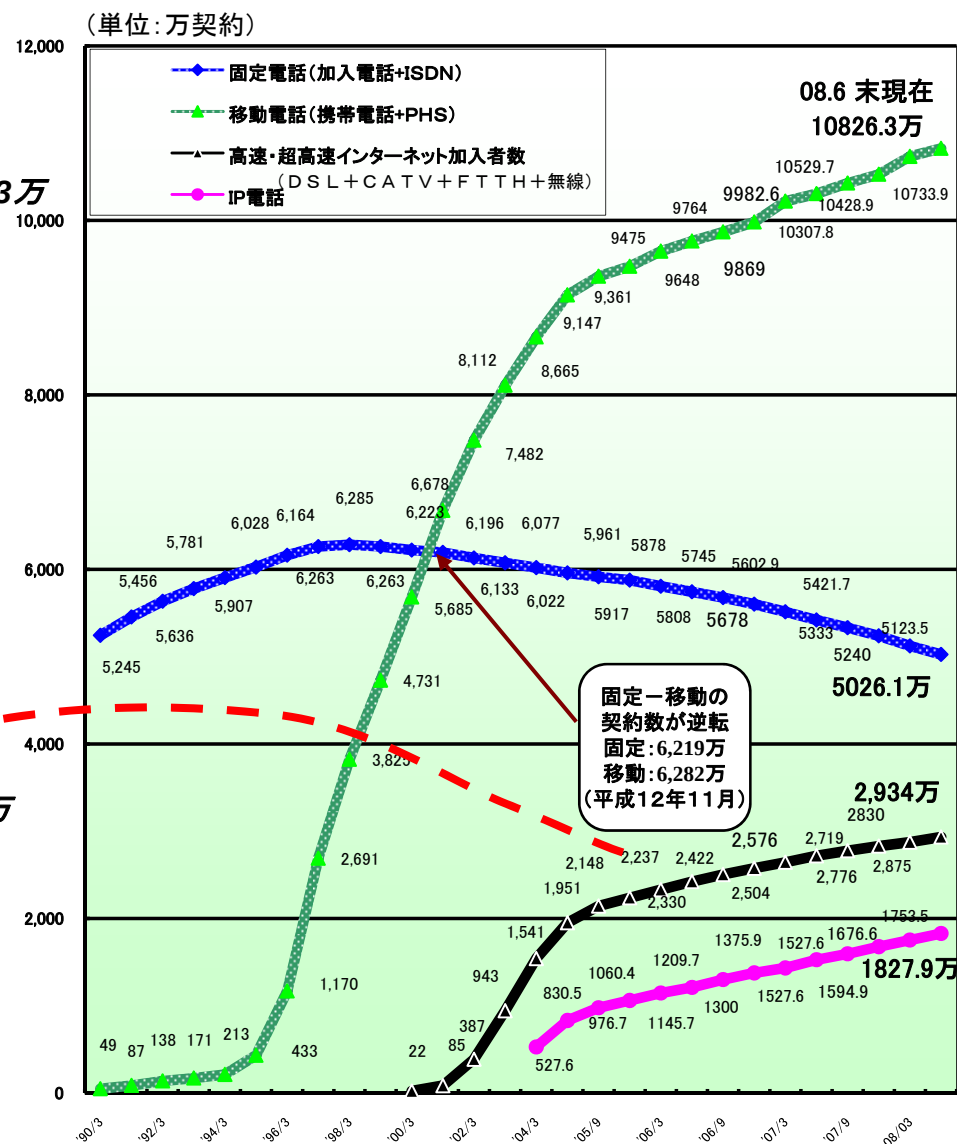
1

ブロードバンドサービスにおける契約数の推移



注: 平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計。

【参考】契約数の推移

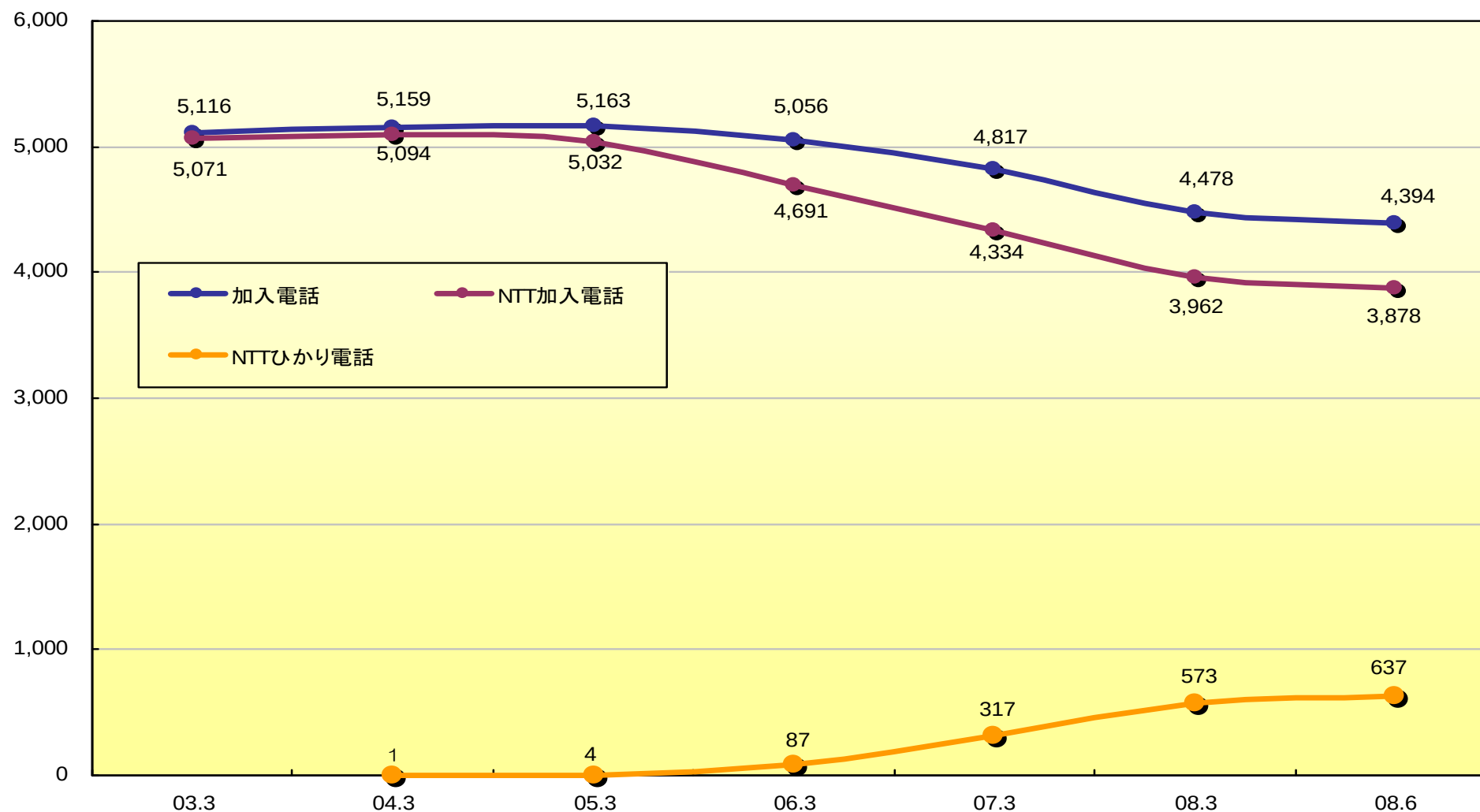


注: 平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計。

加入電話とひかり電話の契約数の推移

2

(単位：万契約)

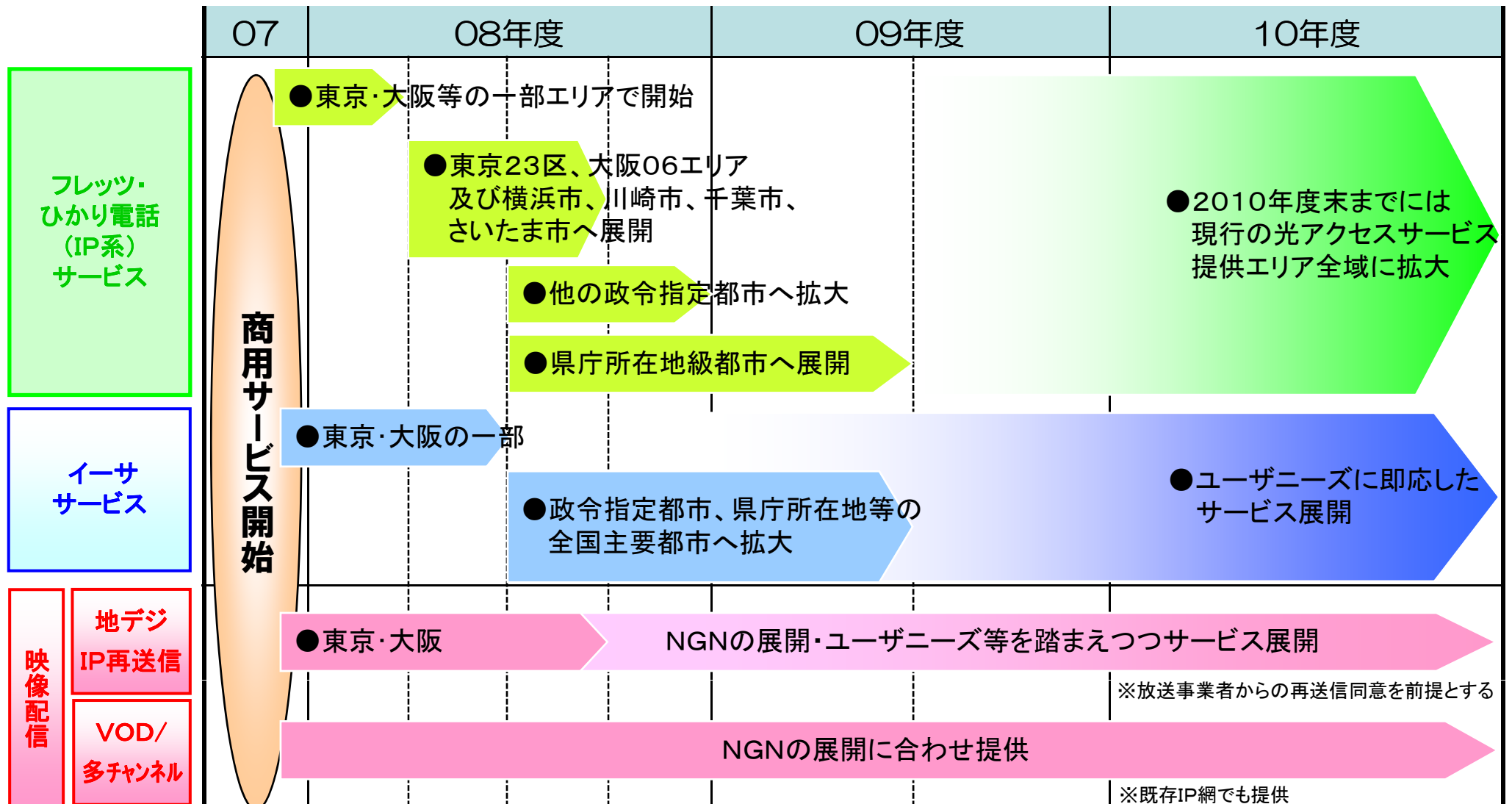


注：加入電話とは、NTT加入電話（ISDNを除く）、直収電話、CATV電話をいう。

サービスのエリア展開イメージ

3

- 07年3月末に東京・大阪等の一部エリアで商用化を開始。
- 08年度内に政令指定都市へ拡大、県庁所在地都市への展開を開始。
- 10年度までに現行Bフレッツのサービスエリアまで拡大。



NGN商用サービスの料金等について(1/2)

4

NGN商用サービスは、既存サービスと同様の料金体系とし、お客様がより使いやすい料金水準で提供。

サービス分類	サービス名称	主な料金額(NTT東日本の例)	
光ブロードバンドサービス	フレッツ 光ネクスト	戸建て住宅向け《ファミリータイプ》 (最大通信速度100M)	(例)戸建て住宅向け :4,100円/月(税込:4,305円/月) 集合住宅向け(プラン1):2,900円/月(税込:3,045円/月)
		集合住宅向け《マンションタイプ》 (最大通信速度100M)	
		事業所向け《ビジネスタイプ》 (最大通信速度概ね1G)	既存サービスと同等 (既存サービスの料金額) 40,000円(税込:42,000円)
OAB-J IP電話/ テレビ電話	ひかり電話/ ひかり電話 オフィスタイプ	個人向け/中小規模事業所向け	基本料 ひかり電話 : 500円/月(税込:525円/月) ひかり電話オフィスタイプ :1,300円/月(税込:1,365円/月)
		音声通話 標準音質 高音質[7KHz]	通話料 8円/3分(税込:8.4円/3分)
		テレビ電話 標準品質 SD品質相当 ハイビジョン品質相当	通話料 帯域2.6Mまでのもの 15円/3分(税込:15.75円/3分)
			通話料 帯域2.6Mを超えるもの 100円/3分(税込:105円/3分)
	検討中	大規模事業所向け	検討中

【凡例】 赤字下線 : 新規機能 : 提供済 : 今後提供予定

NGN商用サービスの料金等について(2/2)

5

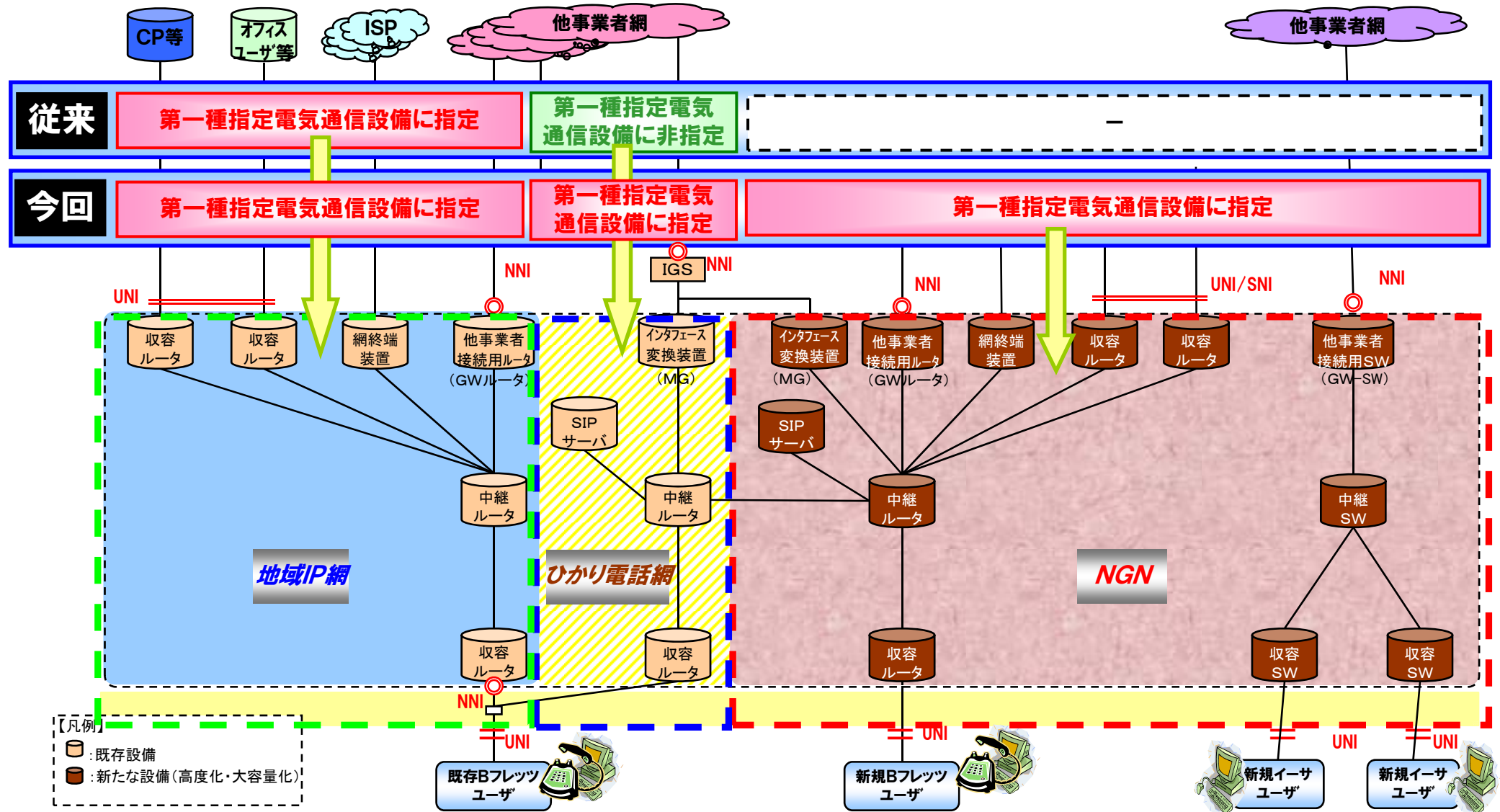
サービス分類	サービス名称	主な料金額(NTT東日本の例)			
コンテンツ 配信向け サービス	フレッツ・キャスト	ベスト エフォート	ユニキャスト配信	0円/月	基本料(帯域別の定額) (例) 1Gシングルの場合: 280万円/月(税込:294万円/月)
			マルチキャスト配信 ※ユニキャスト通信の 付加機能として提供	0円/月	基本料(帯域別の定額)+加算料(従量) (例) 1Gシングルの場合: 上記ユニキャスト基本料に加えて 250万円/月+200円/配信先・月 (税込:262.5万円/月+210円/配信先・月)
		QoS	<u>ユニキャスト配信</u>	200円/月(注) (税込:210円/月)	基本料(帯域別の定額)+加算料(従量) (例) 1Gシングルの場合: 300万円/月 + 一定時間を超える通信 について従量料金 (税込:315万円/月)
	地上デジタル放送 IP再送信事業者 向けサービス	QoS	<u>地上デジタル放送IP再送信 事業者向けサービス</u>	再送信事業者向けの料金を設定	
VPN	フレッツ・VPN ゲート	ベスト エフォート	センターエンド型 ※センター一括契約型	基本料(帯域別の定額) (例) センタ回線100M(県内通信)の場合: 55万円/月(税込:57.75万円/月) センタ回線1G (県内通信)の場合: 116.4万円/月(税込:122.22万円/月)	
	フレッツ・VPN ワイド		CUG型/センターエンド型 ※回線個別契約型	基本料 月額利用料+(帯域別の定額) (例)拠点数100の場合: VPN管理者1万円/月、参加者1800円/月(税込:1.05万円、1890円) センタ回線100M(MA内通信)の場合: 100万円/月(税込:105万円/月)	
	検討中	QoS	<u>CUG型/センターエンド型</u> ※回線個別契約型	検討中	
イーサネット サービス	ビジネスイーサ ワイド	広域イーサネット通信 (県内・ <u>県間</u> とも)		帯域に応じたMA内・県内・県間ごとの定額料 (例) 10M(県内通信)の場合: 約10万円/月(税込:約11万円/月) 100M(県内通信)の場合: 約19万円/月(税込:約20万円/月) ※料金額は、モデル契約時の1アクセス回線あたりの目安	

【凡例】 赤字下線: 新規機能 提供済 今後提供予定 (注)ひかり電話のご利用が必要

【NGN答申①】接続ルールの対象範囲(第一種指定電気通信設備の指定範囲)

6

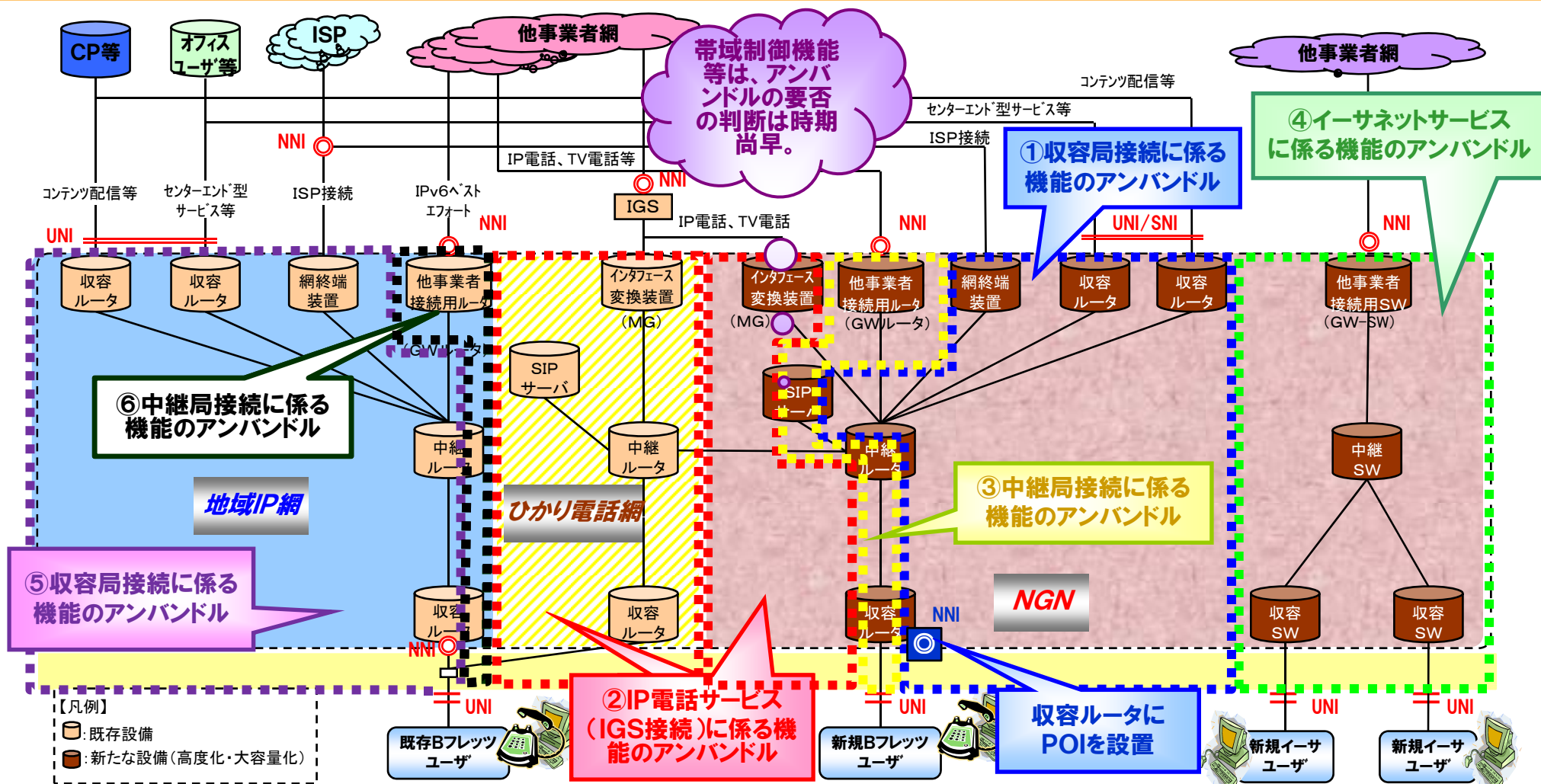
- 「**NGN**」については、接続ルールの対象範囲とすることとし、**第一種指定電気通信設備に指定**。
- また、これまで第一種指定電気通信設備に指定されていなかった「**ひかり電話網**」について、**新たに第一種指定電気通信設備に指定**。
- なお、「**地域IP網**」は、**引き続き第一種指定電気通信設備に指定**。



【NGN答申②】アンバンドル(設備・機能の細分化)の対象

7

- アンバンドルとは、他事業者が、第一種指定電気通信設備のうち必要な設備・機能のみを細分化して使用できるようにすることである。
(☞アンバンドルされると、その機能ごとの原価に基づき接続料が算定されるため、アンバンドル前よりも接続料が低減する効果が期待)
- フレッツサービス、ひかり電話やイーサネットサービスといった**既存サービスを提供するための機能は、アンバンドルを実施。**
- 他方、**帯域制御機能等のNGN固有の新規の機能については**、具体的な利用形態等が明確でない**現段階でのアンバンドルは行わない。**
- なお、アンバンドルの要否は、07年度から運用を開始している競争セーフガード制度の検証対象に追加し、毎年度定期的に検証。



【NGN答申③】接続料の算定方法等

8

- NGNの接続料について、接続会計のデータを用いて算定可能となるのは、2010年度接続料からとなる。
(☞NGNの費用・資産が整理されるのは2008年度会計からとなり、これが総務省に報告等されるのは、2009年夏になる。)
- このため、**少なくとも2009年度接続料までは**、算定期間の費用と需要を予測して接続料を算定する方式(**将来原価方式**)での算定が**適当**。
- ただし**、当該予測を行うために必要なコスト分計の方法等の検討に要する期間を考慮して、**2008年度接続料等については、既存サービスと同様のサービスの接続料をそのまま適用するなどの暫定措置を認める**。
- なお、**ひかり電話については**、利用者の混乱を招来するおそれがあること等から、**NGNとひかり電話網の接続料を合算して算定**。

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
フレッツサービス (収容局接続)		●地域IP網の接続料と同一の接続料を暫定適用	●将来原価方式で算定【地域IP網とは別個に接続料算定】 (☞実績データの把握にシステム構築が必要であって、代替可能な暫定的なコストドライバが見出せないときは、システム構築後、2010年度から実際費用方式で算定)		
ひかり電話 (IGS接続)		●現在のひかり電話の接続料(相対取引)を暫定適用	●将来原価方式で算定【ひかり電話網と合算して接続料算定】 (☞実績データの把握にシステム構築が必要であって、代替可能な暫定的なコストドライバが見出せないときは、システム構築後、2010年度から実際費用方式で算定)		
イーサネットサービス		●相対取引を暫定適用 (☞接続料設定のためにはシステム改修の期間等が必要)		●実際費用方式で算定	
中継局接続		●相対取引を暫定適用	●将来原価方式で算定 (☞接続事業者のサービス提供方法等によっては、設備増強や負担方法の在り方等の検討が必要となる場合も、2010年度を目途に実際費用方式で算定)		
接続会計の整理	機能毎の設備区分の新設等				
		9月末 ●コストドライバの検討・報告	2008年度接続会計 報告・公表	2009年度接続会計 報告・公表	2010年度接続会計 報告・公表

第一種指定電気通信設備 に関する接続関連規制

更にアンバンドルされると…

- ✓アンバンドル単位(機能)ごとに接続料設定
- ✓アンバンドル単位ごとに通信量・回線数の記録

接続約款の 作成・公表義務 (認可制)

接続約款の主な記載事項

- ✓機能ごとの**接続料**

算定方法等が法定

スタックテストによる検証

- ✓標準的接続箇所における技術的条件

- ✓接続の請求等を行う場合の手続

- ✓コロケーションをする場合の手続

- ✓屋内配線工事を行う場合の手続

接続会計の 整理・公表義務

接続料原価と算定方法

接続料原価

第一種指定設備
管理運営費

+

他人資本費用

+

自己資本費用

+

利益対応税

算定方法

- ✓実績原価方式
- ✓将来原価方式
- ✓LRIC方式 等

網機能提供計画の 届出・公表義務

- ✓情報開示の手続
- ✓接続の請求・回答を受ける手続
- ✓上記の標準処理期間 等

- ✓情報開示の手続
- ✓設置可否等の検討及びその回答を受ける手続
- ✓上記の標準処理期間 等

第一種指定電気通信設備に係る接続料算定の原則

10

接続料の認可基準
(電気通信事業法 § 33IV②)

■ 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。



接続料算定の原則
(接続料規則 § 14)

■ 接続料は、アンバンドル機能ごとに、当該接続料に係る収入(接続料×通信量等)が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならない。

接続料

×

通信量等(需要)

=

接続料原価

※接続料規則 § 8

第一種指定設備
管理運営費

設備コスト

+

他人資本費用

+

自己資本費用

+

利益対応税

適正報酬額

接続料 = $\frac{\text{接続料原価}}{\text{通信量等(需要)}}$

機能ごとの通信量等の直近の実績値

(将来原価方式の場合：将来の合理的な通信量等の予測値)

■ 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の様態を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信時間又は距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

接続料の算定方式

11

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		・仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 ・前年度下期＋当年度上期の通信量を使用 ・ボトムアップ方式のLRICモデルを使用	・電話網 (加入者交換機、中継交換機、加入者交換機－中継交換機回線、信号網等) ・PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 ・接続料の急激な変動を緩和する必要があると認められる場合にも適用 ・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定	・加入者回線(加入ダークファイバ)※2 ・IP関連装置(GE-PON、局内／局外スプリッタ等)
	実績原価方式	・前々年度の実績需要・費用に基づき算定 ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 ※1	・地域IP網 ・IP関連装置(メディアコンバータ等) ・中継光ファイバ回線(中継ダークファイバ) ・加入者回線(ドライカップ) ・専用線 ・公衆電話
キャリアズレート		・届け出ている小売料金から営業費相当分を控除するもの	・ISDN加入者回線(INS1500) ・専用線

※1 実績原価方式については、本年7月の接続料規則の改正により、08年度接続料算定から事後精算制度が廃止され、事前に接続料が確定する方式(直近の実績に基づき接続料を算定)に変更される。

※2 加入ダークファイバの現行接続料は、01～07年(7年間)の原価・需要の予測値に基づき算定。

接続料算定の対象機能(アンバンドル機能)

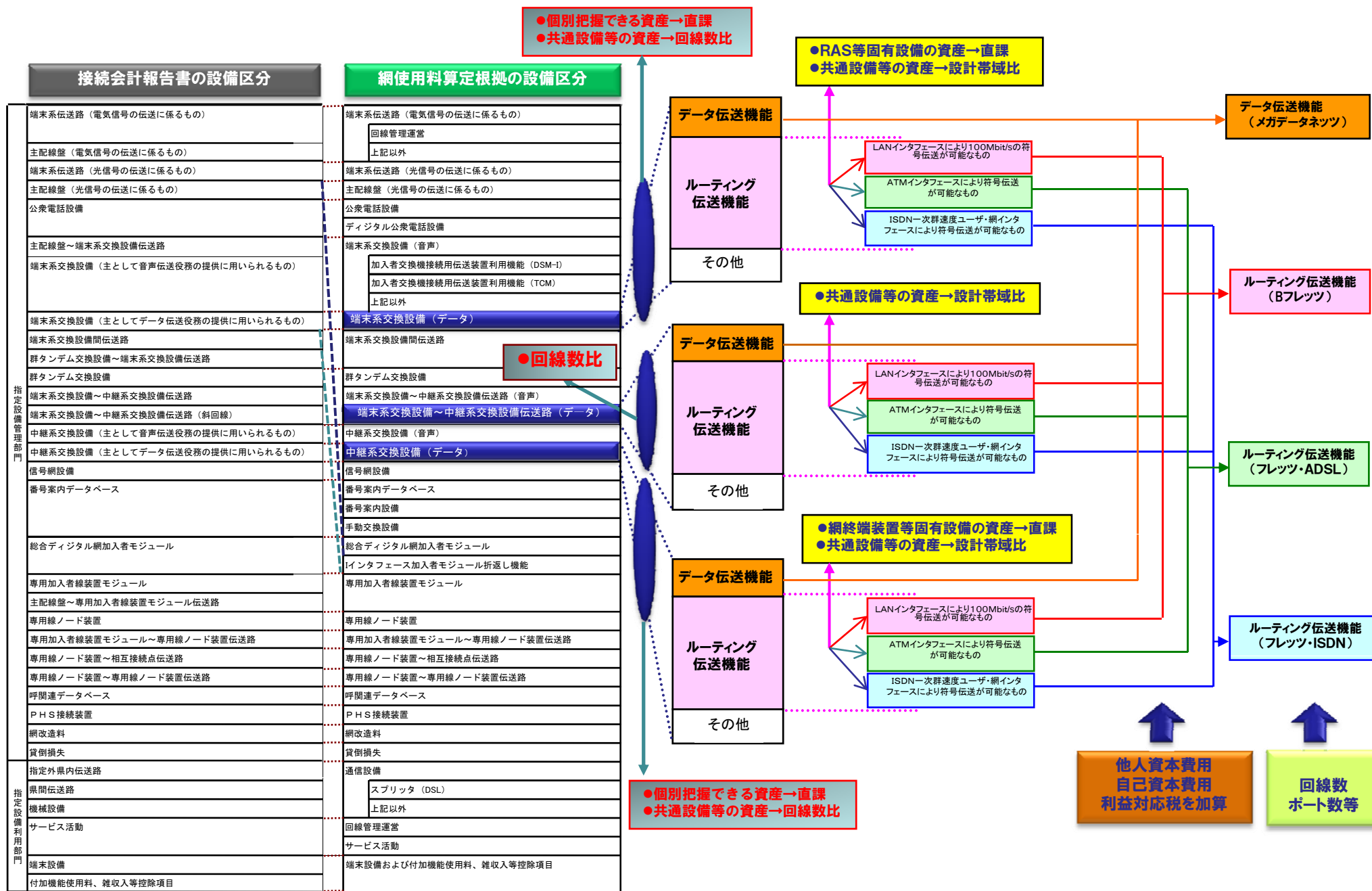
12

08年07月以前のアンバンドル機能(33機能)

対象機能	
端末回線伝送機能	1.帯域透過端末回線伝送機能
	2.帯域分割端末回線伝送機能
	3.基地局設備用端末回線伝送機能
	4.光信号端末回線伝送機能
	5.総合デジタル通信端末回線伝送機能
	6.その他端末回線伝送機能
端末系交換機能	7.加入者交換機能
	8.信号制御交換機能
	9.優先接続機能
	10.番号ポータビリティ機能
	11.加入者交換機専用トランクポート機能
	12.加入者交換機共用トランクポート機能
13.折返し通信路設定機能	
14.光信号電気信号変換機能	
15.光信号分離機能	
16.加入者交換機接続伝送専用機能	
17.市内伝送機能	
中継系交換機能	18.中継交換機能
	19.中継交換機専用トランクポート機能
	20.中継交換機共用トランクポート機能
中継伝送機能	21.中継伝送共用機能
	22.中継伝送専用機能
	23.中継交換機接続伝送専用機能
	24.光信号中継伝送機能
25.ルーティング伝送機能	
26.通信路設定伝送機能	
27.信号伝送機能	
28.呼関連データベース機能	
29.番号案内機能	
30.手動交換機能	
31.公衆電話機能	
32.端末間伝送等機能	
33.クロック提供機能	

現在のアンバンドル機能(39機能)

対象機能	通称
端末回線伝送機能	1.帯域透過端末回線伝送機能 ドライカッパ
	2.帯域分割端末回線伝送機能 ラインシェアリング
	3.基地局設備用端末回線伝送機能 PHS基地局回線
	4.光信号端末回線伝送機能 加入ダークファイバ
	5.総合デジタル通信端末回線伝送機能 INS1500のキャリアズレート
	6.その他端末回線伝送機能 OLT等
端末系交換機能	7.加入者交換機能 GC交換機
	8.信号制御交換機能 加入者交換機機能メニュー
	9.優先接続機能 マイライン
	10.番号ポータビリティ機能 番号ポータビリティ
	11.加入者交換機専用トランクポート機能 GC-POI間トランクポート
	12.加入者交換機共用トランクポート機能 GC-IC間トランクポート
13.折返し通信路設定機能 ISM	
14.光信号電気信号変換機能 メディアコンバータ	
15.光信号分離機能 局内スプリッタ	
16.加入者交換機接続伝送専用機能 GC-POI間回線	
17.市内伝送機能 GC-GC間回線	
中継系交換機能	18.中継交換機能 IC交換機
	19.中継交換機専用トランクポート機能 IC-POI間トランクポート
	20.中継交換機共用トランクポート機能 IC-IC間トランクポート
	21.中継伝送共用機能 GC-IC間共用回線
中継伝送機能	22.中継伝送専用機能 GC-IC間専用回線
	23.中継交換機接続伝送専用機能 IC-POI間専用回線
	24.光信号中継伝送機能 中継ダークファイバ等
ルーティング伝送機能	25.一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 NGNの収容局接続
	26.一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 NGNの中継局接続
	27.特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 地域IP網の収容局接続
	28.特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能 地域IP網の中継局接続
	29.関門交換機接続ルーティング伝送機能 IGS接続(NGN・ひかり電話網)
30.イーサネットフレーム伝送機能 イーサネット	
31.通信路設定伝送機能 専用線	
32.データ伝送機能 メガデータネット	
33.信号伝送機能 共通線信号網	
34.呼関連データベース機能 呼関連データベース	
35.番号案内機能 番号案内データベース・装置	
36.手動交換機能 104	
37.公衆電話機能 公衆電話機	
38.端末間伝送等機能 キャリアズレート	
39.クロック提供機能 クロック提供装置	



ルーティング伝送機能の接続料算定(設計帯域比)

14

■ルーティング伝送機能の接続料原価は、「①端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)」、「②端末系交換設備～中継系交換設備伝送路、中継系交換設備～中継系交換設備及び中継系交換設備～相互接続点伝送路」、「③中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)」の設備区分に帰属する費用を用いて算定される。

■「①端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)」の接続料原価

➤「②收容局ルータ」、「③ATM装置」については、一の設備を複数の機能(サービス)に利用しているが、一の設備に係る固定資産の各機能への配賦は、「設計帯域比」を用いて行っている。

	主な対象設備	配賦基準	Bフレッツ	フレッツADSL	フレッツISDN
固定資産	①RAS	直接賦課	◎	◎	◎
	②收容局ルータ	設計帯域比	○	○	○
	③ATM装置	設計帯域比	—	○	○
	④電力設備等	上記①～③資産額の合計額比	○	○	○

【凡例】◎: 直課、○: 配賦

➤ネットワークの設計時に各サービスごとに必要と判断した帯域

➤上記で算出した機能ごとの資産額の合計額比を用いて、各機能に費用を配賦。

	主な対象設備	配賦基準	Bフレッツ	フレッツADSL	フレッツISDN
費用	償却費 除却費	①RAS、②收容局ルータ、③ATM装置、④電力設備等	○	○	○
	施設保全費 共通費 管理費等	上記①から④の資産額の合計額比	○	○	○

メガデータネット(データ伝送機能)の接続料算定(低減率)

15

- メガデータネット(データ伝送機能)の接続料は、速度(帯域)保証型(クラス1)と一部速度(帯域)保証型(クラス2)でそれぞれ品目(速度)毎に接続料を設定。
- 接続料は、64kbpsの接続料を設定し、品目毎に算定した速度換算係数を乗じて設定。ただし、クラス2では、利用可能な非保証帯域に見合う低減率を考慮。

速度換算係数

- 速度換算係数とは、64kbpsを1単位として、回線容量(ch)に低速系伝送パスに対する高速系伝送パスの効率性を反映した係数。
- データ伝送機能(メガデータネット)の速度換算係数は、135Mbpsの伝送パスの収容率を100%とした場合に得られる品目(速度)毎の実績収容率を基に品目毎に効率性を算定し、各品目の回線容量に当該効率性を乗じて算定。

$$\text{【算定式】 速度換算係数} = \text{回線容量} \times \text{効率性}$$

具体的算定方法のイメージ(数値は仮定値)

	64kbps	5Mbps	135Mbps
①品目(速度)毎収容率	50%	70%	100%
②品目(速度)別効率性 (64k伝送パスを1とした場合の上位伝送パスの効率性)	1 (0.5/0.5)	0.71 (0.50/0.70)	0.50 (0.50/1.00)
③回線容量(ch)	1	70	2000
④速度換算係数(②×③)	1	50	1000

速度保証型(クラス1)の 5Mbps接続料設定イメージ

- ① 64kbps接続料: △△円/回線・月
- ② $\rightarrow 50(\text{速度換算係数}) \times \text{①}$
- ③ 5Mbps接続料: □□(=②)円/回線・月

低減率(速度一部保証:クラス2に適用)

- 速度一部保証型(クラス2)は、保証帯域と非保証帯域を勘案し設定。
- 非保証帯域の全てを確保するような設備構築をしていないため、非保証帯域の速度換算係数は現実に利用可能な帯域となるよう低減率を加味。

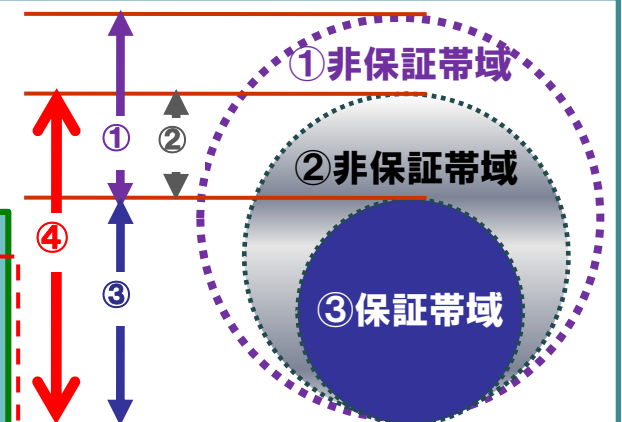
【クラス2の速度換算係数の算定式】

- ① 保証帯域の速度換算係数
- ② 非保証帯域の速度換算係数
 $\rightarrow \text{②: 右図の①の速度換算係数} \times \text{低減率}$
- ③ クラス2の速度換算係数 = ① + ②

【低減率の算定式】

- ①: 契約上の非保証帯域
- ②: 非保証帯域用で現実に利用可能な帯域
- ③: 保証帯域
- ④: メガデータネット(クラス2)用の帯域

$$\text{低減率} = \text{②} \div \text{①}$$



接続料設定の単位(需要)について

16

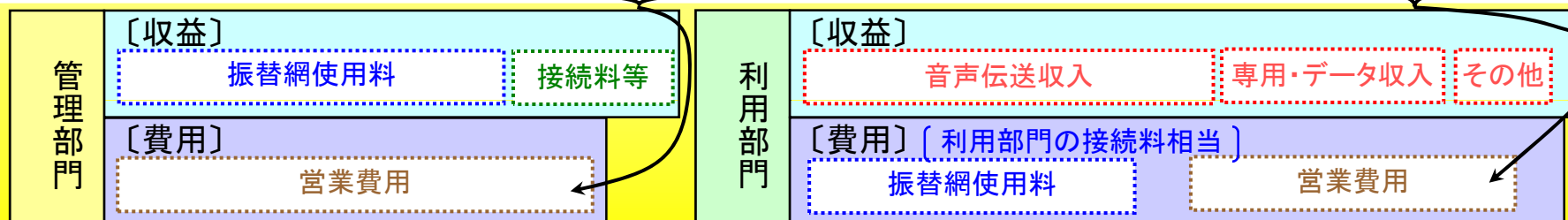
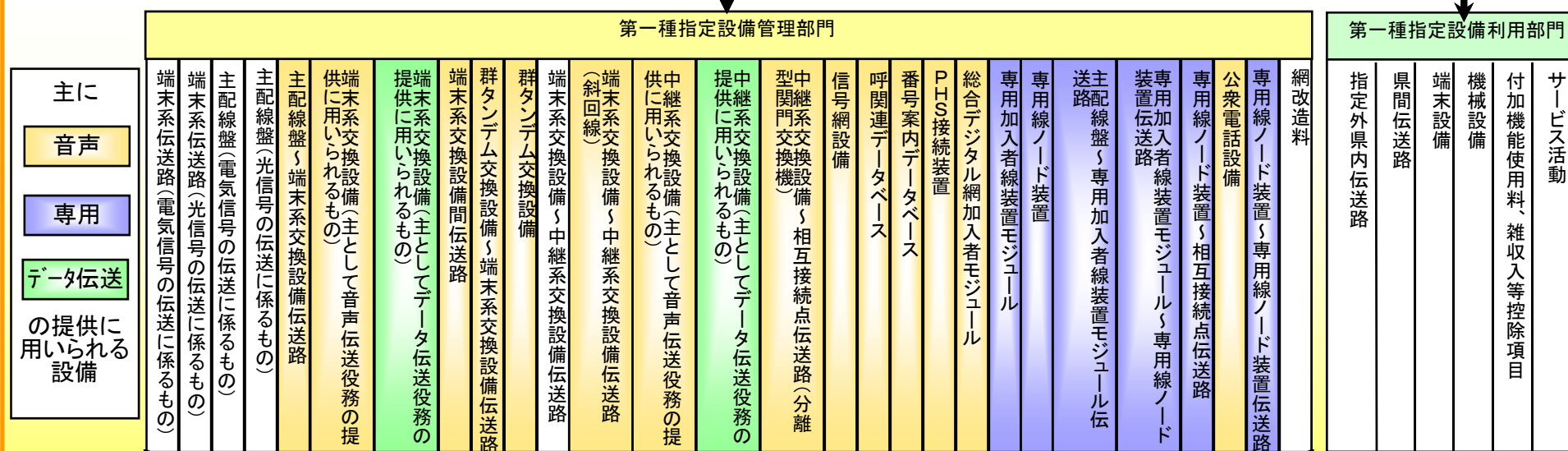
単位	機能	単位	機能
1回線ごと	➢帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパ) ➢帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング) ➢基地局設備用端末回線伝送機能(PHS基地局回線) ➢光信号端末回線伝送機能(加入ダークファイバ) ➢総合デジタル通信端末回線伝送機能(INS1500のキャリアズレート)	1通信ごと + 1秒ごと	➢加入者交換機能(GC交換機) ➢市内伝送機能(GC-GC間回線) ➢中継交換機能(IC交換機)
通信速度ごとに 区分した上で 回線ごとに料金設定	➢通信路設定伝送機能(専用線) ➢データ伝送機能(メガデータネット)	1秒ごと	➢加入者交換機共用トランクポート機能(GC-IC間トランクポート) ➢中継交換機共用トランクポート機能(IC-IC間トランクポート) ➢中継伝送共用機能(GC-IC間共用回線) ➢公衆電話機能
1回線ごとに 1メートル当たり	➢光信号中継伝送機能(中継ダークファイバ、局内光ファイバ)	1通信ごと	➢優先接続機能(マイライン) ➢手動交換機能(104)
複数回線ごと (例:24回線ごと)	➢加入者交換機専用トランクポート機能(GC-POI間トランクポート) ➢加入者交換機接続伝送専用機能(GC-POI間回線) ➢中継交換機専用トランクポート機能(IC-POI間トランクポート) ➢中継伝送専用機能(GC-POI間専用回線) ➢中継交換機接続伝送専用機能(IC-POI間専用回線)	1信号ごと	➢信号伝送機能(共通線信号網)
1ポートごと (収容局ルータにおける1 IP通信網収容装置ごと)	➢ルーティング伝送機能(地域IP網)	1Bチャンネル又は 23B+Dチャンネルごと	➢折返し通信路設定機能(ISM)
		1装置・1設備 ごと	➢OLT(Optical Line Terminal)(光信号伝送装置) ➢メディアコンバータ ➢光信号多重分離機能(局内スプリッタ)
		1案内ごと	➢番号案内サービス接続機能
		1接続3分までごと + 1成功検索ごと	➢番号データベース接続機能

	対象事業者	目的	作成書類
電気通信事業会計 85年事業法制定により導入	①基礎的電気通信役務を提供する事業者 (NTT東西、KDDI、CATV事業者等27社) ②指定電気通信役務を提供する事業者 (NTT東西) ③禁止行為等規定適用事業者 (NTT東西、NTTドコモ)	> 会計の基準の確立 > ①・②の事業者の財政状態及び経営成績を明らかにし、もって基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること > ③の事業者の財政状態及び経営成績を明らかにすること	> 貸借対照表 > 損益計算書 > 株主資本等変動計算書 > 個別注記表 > 固定資産等明細表 > 関係会社投資明細表 > 有価証券明細表 > 社債明細表 > 借入金等明細表 > 引当金明細表 > 電気通信事業費用明細表 > 基礎的電気通信役務損益明細表 > 指定電気通信役務損益明細表 > 移動電気通信役務損益明細表 > 附帯事業損益明細表 > その他重要事項明細表
接続会計 97年事業法改正により導入	第一種指定電気通信設備を設置する事業者 (NTT東西)	> 第一種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めること > 第一種指定電気通信設備との接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資すること	> 接続会計財務諸表 ・ 損益計算書 ・ 使用平均資本及び資本報酬計算書 ・ 固定資産帰属明細表 ・ 設備区分別費用明細表 > 参考情報等

電氣通信事業	營業収益	營業費用	營業利益
營業損益	●●円	▲▲円	××円

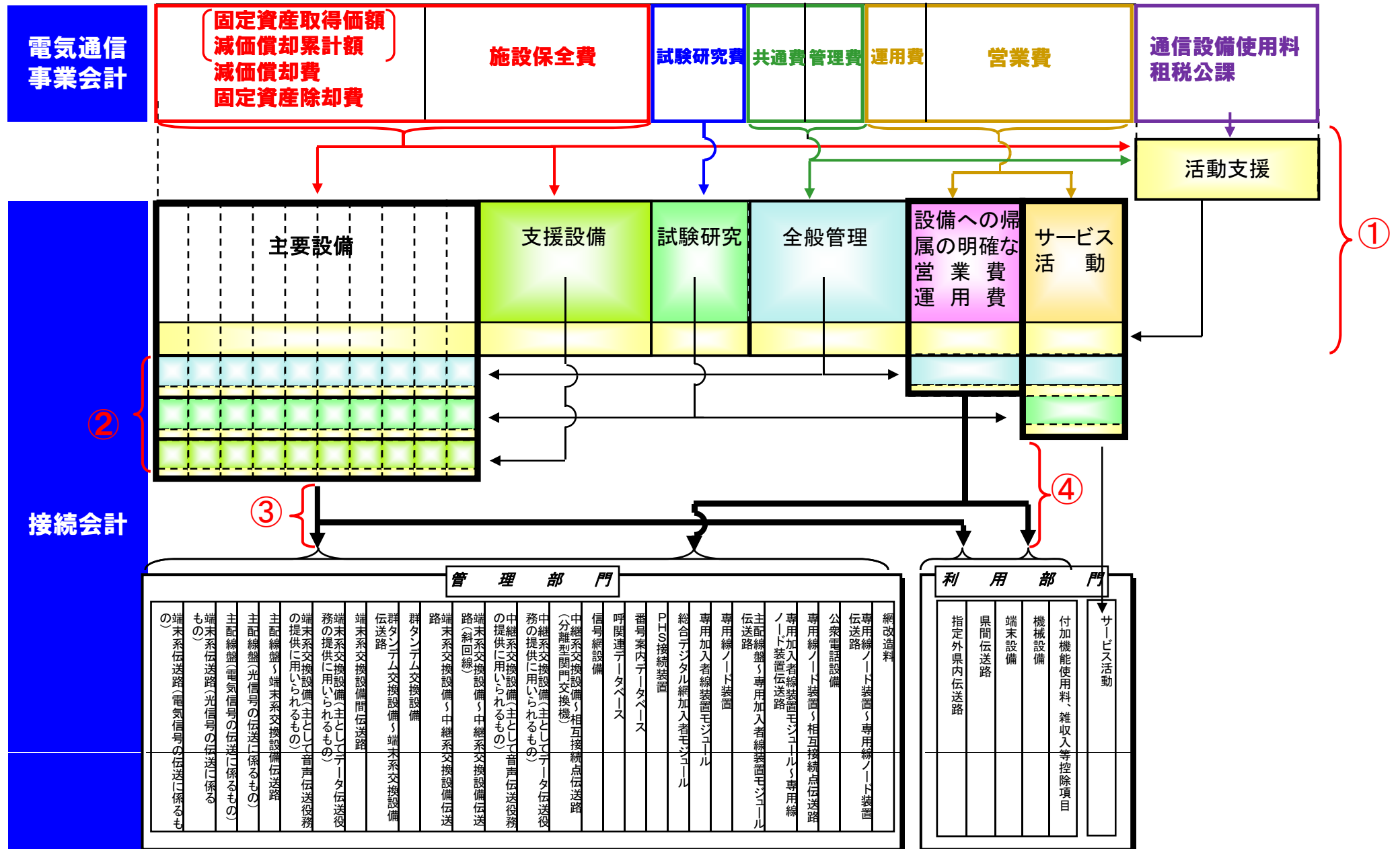
営業費	運用費	施設保全費	共通費	管理費	減価償却費 固定資産除却費	試験研究費	通信設備使用料 租税公課
-----	-----	-------	-----	-----	------------------	-------	-----------------

電気通信事業会計の営業費用を管理部門と利用部門の設備区分に帰属



接続会計の配賦プロセス(全体)

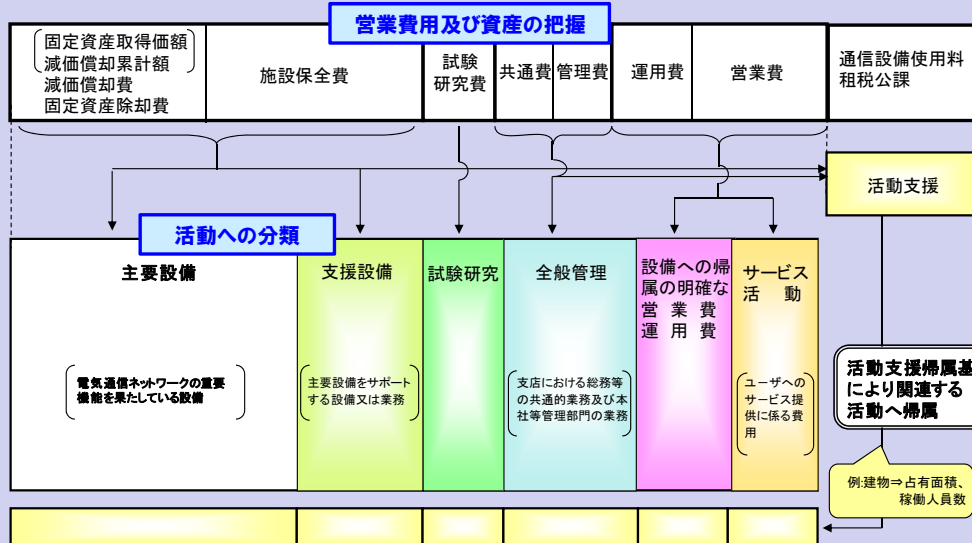
19



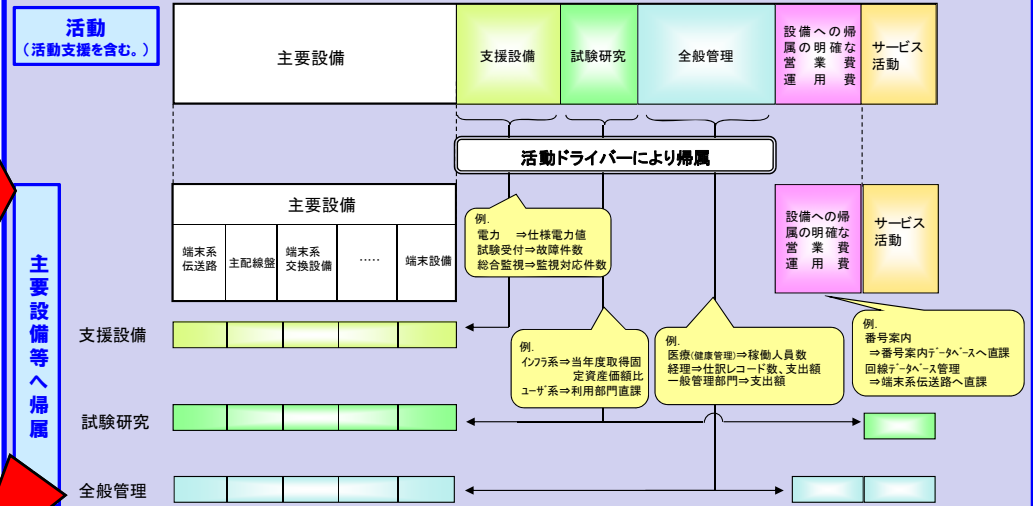
接続会計の配賦プロセス(詳細)

20

①電気通信事業会計規則の定めに従って整理された費用及び資産を、接続会計で設定された活動及び活動支援へ帰属させ、さらに活動支援は各活動へ帰属させる。



②「支援設備」「試験研究」及び「全般管理」に整理した費用及び資産を、「主要設備」「設備への帰属の明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」へ帰属させる。



③「主要設備」に整理した費用及び資産を接続会計規則に定める「設備区分」へ帰属させる。

主要設備

端末設備	番号案内設備(トロッコ)	番号案内設備(案内台)	番号案内設備(ANSELセンタ)	通信衛星設備	中継系交換設備(データ)	端末系交換設備(データ)	伝送機設備	遠隔加入者線多重伝送装置	専用加入者線装置モジュール	無線機設備	機内設備	番号案内設備(交換機)	呼入専用機(交換機)	呼入専用機(交換機)	専用加入者線装置モジュール	PHS接続装置	PHS接続装置	主配線盤(PCM)	主配線盤(MPL)	端末系交換設備(音声)	公衆電話設備	市中線設備	地中設備	市外線設備	中継線設備	端末系伝送路(共通)	端末系伝送路(光)	端末系伝送路(光)	端末系伝送路(光)
------	--------------	-------------	------------------	--------	--------------	--------------	-------	--------------	---------------	-------	------	-------------	------------	------------	---------------	---------	---------	-----------	-----------	-------------	--------	-------	------	-------	-------	------------	-----------	-----------	-----------

回線数比・トラヒック比等により各設備区分へ帰属

設備区分

管理部門	利用部門
① 端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)
② 端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)
③ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
④ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
⑤ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
⑥ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
⑦ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
⑧ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
⑨ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
⑩ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
⑪ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
⑫ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
⑬ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
⑭ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
⑮ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
⑯ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
⑰ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
⑱ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
⑲ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
⑳ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㉑ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㉒ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㉓ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㉔ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㉕ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㉖ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㉗ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㉘ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㉙ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㉚ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㉛ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㉜ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㉝ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㉞ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㉟ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㊱ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㊲ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㊳ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㊴ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㊵ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㊶ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㊷ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㊸ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㊹ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㊺ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㊻ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㊼ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㊽ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
㊾ 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
㊿ 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)

④「設備への帰属の明確な営業費・運用費」に整理した費用及び資産を接続会計規則に定める「設備区分」等へ帰属させる。

